

番号	6.(1)
項目	<p>淀川左岸線延伸部について、一部工事が設計を変更する事態が生じ、ストップしているときありますが、その理由・状況について詳しく説明してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>淀川左岸線延伸部については、国、阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社が事業主体として事業を実施しております。</p> <p>淀川左岸線延伸部の工事においては、関係機関、地域住民等と調整しながら鋭意進められています。現在、次の工事に向けて関係機関と協議が進められているところです。</p>	
担当	<p>計画調整局 計画部 都市計画課 幹線道路担当 電話：06-6208-7871</p>

番号	6.(2)
項目	<p>延伸部の計画全般について進捗状況と今後の計画について説明会を開き、市民への説明を行ってください。</p>
<p>(回答)</p> <p>淀川左岸線延伸部については、国、阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社が事業主体として事業を実施しております。これまで計画案の作成時などに説明会を開き、事業の進捗に伴い説明を実施しながら事業を進めております。今後も、事業主体により適宜地元への説明を行い、事業が進められていきます。</p>	
担当	<p>計画調整局 計画部 都市計画課 幹線道路担当 電話：06-6208-7871</p>

番号	6.(3)
項目	当初予定以上に予算が膨れ上がっており、安全面からみても懸念されます。ただちに建設を中止することを求めます。
<p>(回答)</p> <p>淀川左岸線(2期)事業は大阪都市再生環状道路の一区間を構成し、交通の円滑化による市街地環境の改善、物流の効率化、災害等に対する迂回路の確保といった効果が期待される、大阪・関西の成長にとって必要不可欠なインフラです。</p> <p>淀川左岸線(2期)の道路構造物は、堤防と一体構造となるため、その安全性や施工方法について、学識経験者等で構成された淀川左岸線(2期)事業に関する技術検討委員会で審議され、平成29年11月に淀川左岸線(2期)事業に関する技術検討報告書(以下、「技術検討報告書」という)としてとりまとめ、道路構造物と堤防の一体構造物は、現況堤防と同等以上の安全性を有するものとして、整備することが可能であると評価されています。</p> <p>令和4年度の事業計画の変更に伴い、事業の必要性や効果、実現見通し、優先度などについて再評価し、令和4年11月25日には大阪市建設事業評価有識者会議に諮り、今回の事業期間の延伸と事業費の増加を反映し、国の基準に基づき走行時間短縮、走行経費短縮、交通事故減少という道路の3便益から算出した費用便益比(B/C=1.3)を踏まえ、事業継続として報告し、妥当との意見をいただきました。</p> <p>その後、有識者のご意見を踏まえ、本市として事業継続とする対応方針を決定し、令和5年2月14日に公表したところであり、今後も着実に整備を進めてまいります。</p>	
担当	建設局 淀川左岸線2期建設事務所 設計課 電話：06-6466-2180